

船舶インシデント調査報告書

令和3年3月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	令和2年7月6日 01時00分ごろ
発生場所	長崎県対馬市厳原港東方沖 耶良埼灯台から真方位092°15.8海里付近 （概位 北緯34°11.0 東経129°37.0 ）
インシデントの概要	漁船誠栄丸は、操業中、主機の運転ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和2年10月5日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 誠栄丸、18トン NS2-15708（漁船登録番号） 個人所有 ディーゼル機関、4サイクル、出力405kW、連続最大回転数毎 分1,850、使用燃料軽油、6気筒、ボア及び製造年月日不詳 第290-61854号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過	本船は、船長が1人で乗り組み、厳原港東方沖で操業中、主機が停止して運航不能となった。 本船は、僚船にえい航されて帰港し、機関整備業者が点検したところ、‘主機冷却海水ポンプのゴム製インペラ’（以下「本件インペラ」という。）が欠損し、主機の冷却ができずに主機のピストン、シリンダ及びクランク軸が焼損等していたので、後に修理された。 本船は、平成28年ごろ本件インペラを新替したものの、その後主機冷却海水ポンプの開放点検が行われておらず、また、船長が日頃から出港前の点検で冷却海水の船外吐出状況を確認していなかった。
分析	本船は、平成28年ごろ本件インペラを新替して以来、主機冷却海水ポンプの開放点検が、また、出港前の点検で日頃から冷却海水の船外吐出状況の確認が行われていない状態で、操業中、本件インペラが欠損したことから、主機の冷却が阻害され、主機が焼損等して運転できなくなり、運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、夜間、本船が、平成28年ごろ本件インペラを新替して以来、主機冷却海水ポンプの開放点検が、また、出港前の点検で日頃から冷却海水の船外吐出状況の確認が行われていない状態

	<p>で、操業中、本件インペラが欠損したため、主機の冷却が阻害され、主機が焼損等して運転できなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 主機冷却海水ポンプは、定期的の開放点検を行うとともに、必要に応じてインペラを交換すること。・ 出港前の点検で冷却海水の船外吐出状況を確認すること。